

飯豊町奨学資金の貸与を希望される方へ

奨学資金の貸与を希望される方は、「飯豊町奨学資金貸与の概要」をご覧ください、飯豊町奨学生願書に必要な書類を添付して、下記により申請して下さい。

記

1. 申請に必要なとなる書類

(1) 飯豊町奨学生願書 (様式第1号)

連帯保証人2名のうち1名(保護者以外)は、独立して生計を営む成年者です。貸与が決定した際に印鑑登録証明書を提出していただきますので、申請書提出時にあらかじめ内諾を得てください。

(2) 奨学生副申書 (様式第4号)

最終卒業(予定)または修了(予定)の学校長の発行したものです。

学校への発行依頼の際は、別紙「飯豊町奨学資金貸与申請に係る副申書交付のお願い」に記名押印の上、最終卒業(予定)または修了(予定)の学校へ提出してください。

※令和7年3月1日現在で在籍する学校がない場合は、医療機関が発行する健康診断書の提出をもって代えることができます。

(3) 合格通知書の写し

学校等に入学予定の方は、入学予定の学校等の合格通知書の写しを添付してください。

(認定された場合、通知書を送付しますので、入学後速やかに、**令和7年4月1日以降**に発行された在学証明書を提出していただきます。)

(4) 成績証明書

最終卒業(予定)または修了(予定)の学校長の発行したものです。開封されたものは無効となりますのでご注意ください。

(5) 保護者の令和6年度町税納税証明書 (または町民税非課税証明書)

飯豊町役場税務会計課で発行する保護者(両親)の町税納税証明書(または町民税非課税証明書)を提出してください。交付手数料として1通400円が必要です。

(6) 同意書

保護者世帯全員の所得及び町税等の納付状況について閲覧・調査することに同意いただくものです。

2. 申請受付

令和7年2月3日(月)から令和7年3月18日(火)まで

午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日及び祝日を除く)

3. 提出・問合せ先

〒999-0604 山形県西置賜郡飯豊町大字椿3622番地

飯豊町教育委員会 教育総務課 教育振興室(町民総合センターあ～す内)

TEL (0238) 87-0519

飯豊町奨学資金貸与の概要

飯豊町では、心身ともに健康にして優秀な学生・生徒で、経済的な理由で修学が困難な方に対し奨学資金を貸与しています。

1 貸与の範囲及び限度額

飯豊町に住所をおく世帯（所得要件を満たすものに限る。）に属し、学校教育法に定める次の学校等に在学または在学見込みの学生・生徒が対象となります。学校等の種類に応じ、次の月額及び入学一時金を限度に貸与します。

(1) 高等学校またはこれに準ずる学校

月額20,000円・入学一時金100,000円

(2) 短期大学またはこれに準ずる学校

月額25,000円・入学一時金300,000円

(3) 大学またはこれに準ずる学校

月額30,000円・入学一時金300,000円

(4) 特別な研究修学を行う学校で、町長が特に認める場合

月額50,000円・入学一時金1,000,000円

2 貸与の決定

学校等に在学または在学見込みの貸与希望者から奨学生願書が提出されると、奨学審議会が開催され、その答申により町長が貸与者と貸与額を決定します。

貸与が決定された方にはその旨文書で通知し、奨学生並びに連帯保証人2名（うち1名は保護者）の連署による誓約書を提出していただきます。

3 貸与

貸与が決定された方（奨学生）には、学校等に在学のあいだ、奨学資金を年4回（4月・8月・11月・2月）に分けて、3か月分ずつまとめて貸与します。

貸与の方法は、届出のあった奨学生本人名義の口座への振込となります。

4 償還

貸与期間が終了すると、奨学資金借用書と償還計画書を提出していただきます。償還は卒業後1年据え置き、2年目から10年以内の均等償還になります。

なお、進学等により上位学校に進学する場合は、その在学期間に応じ償還を延期することができます。

5 手続きの流れ

時 期		貸与希望者（奨学生）	町
入学前 または 在学中	1月		町広報紙・ホームページで 新規貸与希望者を募集
	2～3月	奨学生願書の提出	
在学中	4月中旬まで	在学証明書の提出	奨学審議会の開催・貸与の決定 決定通知書の送付
	4月下旬まで	誓約書の提出 奨学金振込口座の報告	
	4月末	奨学金の貸与	貸 与 開 始
	毎年4月中旬 まで	在学証明書の提出（年1回）	【貸与金の振込】 4月・8月・11月・2月の 年4回、3か月分ずつ指定の 口座へ振込
	卒業年度 3月		貸 与 終 了
卒業後	卒業後1年目 4月中旬まで	奨学資金借用書の提出 償還計画書の提出	奨学資金借用書及び償還計画書 の提出依頼
	卒業後 2年目以降 毎年8月末まで	償還 （10年以内の均等償還）	償 還 開 始
			償還通知書及び納付書の送付 償還（入金）の確認

6 返還の延期、減免

奨学生本人の死亡、疾病、障害、災害、不慮の事故等によって返還が困難となった場合は、当該理由が発生してから1ヵ月以内に、奨学生本人または連帯保証人が返還の延期もしくは免除を申請することができます。この申請が町奨学審議会に諮問され、その答申によって返還の延期もしくは免除が決定されます。